

三鷹市市民部市民税課

令和6年度給与支払報告書の作成について（お願い）

給与支払者の皆さまへ

平素、個人住民税の賦課徴収にご協力いただきありがとうございます。令和6年度給与支払報告書は、個人住民税の税額、徴収方法などの決定に関わる重要な報告書になります。つきましては、国税庁発行の「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（※1）」をご確認のうえ、三鷹市専用総括表（※2）に令和6年度給与支払報告書（個人別明細書）を添えて令和6年1月31日（必着）までに提出してください。なお、個人別明細書の作成にあたり、特にご確認いただきたい点をチェック項目として、2～3頁にまとめましたので、ご確認をお願いいたします。

- ※1 この手引は、国税庁ホームページ（トップページ→刊行物等→パンフレット・手引→法定調書関係）に掲載されています。なお、同ホームページ内の掲載箇所は変更となる場合があります。
※2 この書類は、令和5年に給与支払報告書を三鷹市に提出された事業所にお送りしています。令和6年1月1日現在（退職者は退職時）に三鷹市に居住する従業員がいない場合は、令和6年度給与支払報告書をご提出になる必要はありません。
※3 税理士事務所、会計事務所などで給与支払報告書を作成している場合は、必要に応じてこの書類一式を給与支払報告書の作成先にお渡しください。

◆eLTAXにより特別徴収税額通知データ（特別徴収義務者用・納税義務者用）を受け取ることができます
・令和6年度より個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）を電子データで受け取ることができます。電子データをご希望の場合、PCdeskの受け取り方法登録画面より、「電子データ」をお選びください。この場合、受給者番号の入力が必須となります。受給者番号に使える文字には制限がありますので、ご注意ください。（使用不可の文字が使われていた場合、再提出して頂く場合があります。）
※詳細につきましては、地方税共同機構ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）にてご確認ください
※特別徴収義務者用・納税義務者用の「電子データ」を希望した場合、書面での通知は行っておりませんのでご注意ください。
・令和6年度より電子データとしての副本送付は、終了となります。光ディスクでの副本送付も無くなります。

◆複数の市町村へ一括して電子納税ができます
地方税共通納税システムを利用して、複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができます。詳細は、地方税共同機構ホームページにてご確認ください。

- ◆令和6年度から適用される主な変更点
・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
・国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
・森林環境税の課税開始

【問い合わせ先】 三鷹市市民部市民税課市民税係
（電話） 0422-29-9194

平成29年度から原則として全ての事業主の方に個人住民税の特別徴収を徹底しています

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、地方税法の規定により、特別徴収義務者として、給与支払の際に個人住民税の特別徴収（従業員の給与から差し引き市区町村へ納入する手続き）を行うこととされており、

現在、東京都と都内全62市区町村では、原則として全ての事業所の方にこの特別徴収を行っていただくための取組を推進しており、平成29年度からは全ての事業所を対象に特別徴収義務者として指定し、個人住民税の特別徴収を行っていただいております。

ただし、右記「普通徴収切替理由書」の普通徴収切替理由に該当して特別徴収を行えない従業員のうち、給与支払報告書の摘要欄にその旨（符号）を記載し、普通徴収切替理由書を提出した場合に限り、当面の間、例外的に普通徴収（従業員の方自身が納付する方法）とすることができ、該当する場合は、給与支払報告書の摘要欄への記載のほか、普通徴収切替理由書を必ず提出してください。

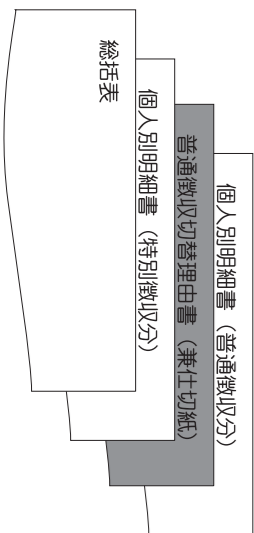
なお、既に特別徴収を行っている事業主の皆様におかれましては、引き続き、特別徴収事務にご協力をよろしくお願い申し上げます。

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

Table with 2 columns: 市区町村名(提出先), 指定番号. Includes a field for 事業者名(給与支払者).

Table with 3 columns: 符号, 普通徴収切替理由【普通徴収切替理由に該当する従業員の例】, 人数. Rows include 普A (総従業員数が2人以下), 普B (他の事業所で特別徴収), 普C (給与が少なく税額が引けない), 普D (給与の支払が不定期), 普E (事業専従者), 普F (退職者又は退職予定者), and a total row for 合計(普A～普Fの合計人数).

- 1. 三鷹市専用総括表以外の総括表を使用して給与支払報告書（紙）を提出する場合、この理由書に記入して提出してください。
(1) 三鷹市専用総括表を使用し提出する場合は、同総括表が普通徴収切替理由書を兼用しているため、この理由書に代え、同総括表の理由書部分にご記入ください。
(2) 電子申告（eLTAX）により提出する場合は、この理由書の提出に代え、①給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上表の符号（例：普A～普F）を入力するうえ、②同明細書の普通徴収欄にシ印を入力して提出してください。
2. 上表の普通徴収切替理由に該当して特別徴収が困難である従業員がいる場合、①給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上表の符号（例：普A～普F）を記載のうえ、②この理由書の人数欄に該当者の人数を記入して給与支払報告書とともに提出してください。
3. この理由書は、普通徴収切替を兼ねているため、下図のとおり、個人別明細書を特別徴収分と普通徴収分を仕切るように並べてお使いください。



■給与支払報告書（個人別明細書）の記載例と主なチェック項目

6 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者住所	三鷹市野崎1-1-1		(受給者番号)		111111111111		3 (1)
			(個人番号)				
			(フリガナ)		ミタカ タロウ		
氏名		三鷹 太郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給料・賞与 4	6,847,500	5,062,750	4,649,846	0			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数	
有 従有	360,000	1 人	1 人	1 人	4 人	2 人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
909,846		120,000		50,000		20,600	
(摘要) (1) 三鷹 五郎 (2) 三鷹 六郎 (非居住者)							
前職分 ○○○株 給与 1,000,000円 社保98,000円 源泉100,000円							
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額		
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000		
住宅借入金等特別控除の適用数	2	居住開始年月日(1回目)	23年1月10日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年末残高(1回目)	11,500,000
住宅借入金等特別控除可能額	205,000	居住開始年月日(2回目)	26年8月20日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	増(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	9,000,000
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ミタカ ハナコ	和暦で記載	配偶者の合計所得	6 (2)	国民年金保険料等の金額	176,460	旧長期損害保険料の金額
	氏名 三鷹 花子		960,000		基礎控除の額		19,600
	個人番号 987654321098				所得金額調整控除額		
控除対象扶養親族	(フリガナ) ミタカ イチロウ	区分	○	(フリガナ) ミタカ ハルコ	区分	▲	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	氏名 三鷹 一郎			氏名 三鷹 春子			(1)
	個人番号 123456789012			個人番号 567890123456			123412341234
	(フリガナ) ミタカ ジロウ	区分		(フリガナ)	区分		(2)
	氏名 三鷹 次郎			氏名			432143214321
	個人番号 234567890123			個人番号			
	(フリガナ) ミタカ サブロウ	区分		(フリガナ)	区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名 三鷹 三郎			氏名			
個人番号 345678901234			個人番号				
(フリガナ) ミタカ シロウ	区分		(フリガナ)	区分			
氏名 三鷹 四郎			氏名				
個人番号 456789012345			個人番号				
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親
					特別	その他	勤労学生
					5 中途就・退職		
					就職	退職	年 月 日
					○	4	4
						昭和	45
							1
元号	年	月	日	元号	年	月	日
個人番号又は法人番号	9	9	9	9	9	9	9
住所(居所)又は所在地	東京都○○区○○町1-1-1		元号は漢字で記載してください				
氏名又は名称	株式会社 ○○○商事		(電話) 03-9999-9999				
(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。							

<チェック項目> ~作成にあたって、次の項目を特にご確認ください。~

- 令和6年度給与支払報告書（個人別明細書）を使用していますか。
☞報告書左上に⑥と印刷されている報告書を使用するようにお願いします。
- 令和5年中に給与の支払を受けた受給者全員の給与支払報告書（個人別明細書）を作成していますか。
☞令和6年1月1日現在の在職者と、退職者のうちで給与支払金額が30万円を超える方が報告対象者になりますが、正しい所得状況を把握するため、給与支払金額にかかわらず、全てご報告をお願いします。
- 令和6年1月1日現在（退職者は退職時）の住所、個人番号、氏名、フリガナと受給者生年月日を記載していますか。
☞個人住民税は令和6年1月1日現在の住所地で課税されるため、在職者は同日現在の住所と氏名をご記入願います。
- 種別欄には、給料、賞与、俸給、歳費などのように給与等の種別を記載してください。
- 年の途中で就職又は退職した場合、その就職年月日又は退職年月日を記載していますか。
☞記載がない場合、在職状況がわからず、徴収方法などに誤りが生じる場合があります。
- 配偶者特別控除、生命保険料控除や地震保険料控除の適用を受けた場合、配偶者の合計所得、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額、旧長期損害保険料の金額の欄の支払金額を記載していますか。
☞記載がない場合、個人住民税の計算が正しくできない場合があるため、必ず記載をお願いします。
- 16歳未満扶養親族がいる場合、16歳未満扶養親族の数の欄にその人数を、記載していますか。
☞記載がない場合、個人住民税の非課税判定が正しくできない場合があるため、必ず記載をお願いします。
- 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族がいる場合、(源泉・特別)控除対象配偶者の欄、控除対象扶養親族の欄又は16歳未満の扶養親族の欄に、氏名、フリガナと個人番号を記載してありますか。また、その方が非居住者である場合、区分の欄に○印を付けてありますか。
- 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合、『法定調書の作成と提出の手引』の記載要領に従い、(源泉)控除対象配偶者の有無等の欄、配偶者(特別)控除の額の欄及び配偶者の合計所得の欄を記載していますか。
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受ける場合、摘要欄にその方の氏名とその旨を記載していますか。
- 控除対象扶養親族が5人以上又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、『法定調書の作成と提出の手引』の記載要領に従い、摘要欄と備考欄に、氏名、フリガナと個人番号を記載してありますか。
☞記載がない場合、後日、扶養調査を行う場合があります。
- 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、住宅借入金等特別控除の額の欄と住宅借入金等特別控除の内訳の欄を記載してありますか。なお、住宅借入金等特別控除可能額の欄は、控除可能額が所得税の算出年税額を超える場合に限り、記載してください。また、特定取得(※3)に該当する場合、住宅借入金等特別控除区分の欄に特別控除区分の略称の右に続けて「(特)」の文字を記載してください。特別特定取得(※3)に該当する場合は「(特特)」の文字を記載してください。特例特別特例取得(※3)に該当する場合は「(特特特)」の文字を記載してください。
※3 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。)が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。特別特定取得とは同税率が10%の場合における住宅の取得等をいいます。特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の新築等をいいます。
☞記載がない場合、個人住民税の計算が正しくできない場合があるため、必ず記載をお願いします。
- 他の支払者が支払った給与等を含めて年末調整をした場合、摘要欄にその支払者名、支払金額、社会保険料などの金額を記載していますか。
☞記載がない場合、前職分等がないものとして合算されてしまいますので、必ず記載をお願いします。
- 給与支払期間が不定期その他普通徴収切替理由に該当する従業員で特別徴収が困難である場合、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(例:普A~普F)を記載するとともに、普通徴収切替理由書(※4)を提出していますか。
※4 三鷹市専用総括表を使用して提出する場合は、同総括表が普通徴収切替理由書を兼用しているため、同総括表の理由書部分にご記入ください。それ以外の総括表を使用して提出する場合は、裏面の理由書に記入して提出してください。なお、電子申告(eLTA)により給与支払報告書を提出する場合は、この理由書の提出に代え、①給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に普通徴収切替理由の符号(例:普A~普F)を入力の上、②同明細書の普通徴収欄にレ印を入力して提出してください。
☞記載がない場合、原則として特別徴収扱いになります。(原則として所得税を源泉徴収している事業主の方は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務付けられています。ご理解とご協力をお願い申し上げます。)
- 基礎控除の額が48万円以外の場合、給与所得者の基礎控除申告書から基礎控除の額欄に転記していますか?
☞記載がない場合、個人住民税の計算が正しくできない場合があるため、必ず記載をお願いします。
- 所得金額調整控除の適用がある場合、所得金額調整控除額欄にその金額を記載していますか?
☞記載がない場合、控除を受けられない場合があるため、必ず記載をお願いします。